

Title	廣東新語・南越筆記と文字獄
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1979
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.2/3 (1979. 6) ,p.147(257)- 149(259)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣東新語・南越筆記と文字獄

和田博徳

明末清初の屈大均（崇禎三年・1630——康熙三十五年・1696）撰「廣東新語」と清代中期の李調元（雍正十二年・1734——嘉慶八年・1803）撰「南越筆記」との両書は、どちらも広東及び嶺南地方の気候・風土・山川・民俗・習慣・物産・草木・器具その他色々な事項を記載した百科事典的な著作であり、共に華南の歴史や事物を研究するための最も重要な本として知られている。しかし従来、この両書の関係は研究されたことがなかったので、ここに始めて、「南越筆記」の記事の大部分は「廣東新語」から転載したものに過ぎない事実を明らかにしたい。

「廣東新語」は全部で二十八巻から成るが、各巻は多数の項目に細分されて居り、これらの項目数を合計すると、全巻で八六九項目にもなる。一方、「南越筆記」は全十六巻

廣東新語・南越筆記と文字獄

で、やはり各巻が多く項目に分けられているが、その合計は四六五項目である。従って、「廣東新語」の方が「南越筆記」よりも遙かに浩瀚であるが、このように両書は巻数の項目数が相違するのみならず、後に述べる如く、各項目の題名にも異なるものがあるので、一見すると、相互に係はないように思われる。そして更に、「南越筆記」の中には他書から記事を引用した場合、その書名が明記されていて、「嶺南雜記」・「南越志」・「南方草木状」・「桂海虞衡志」・「嶺表録異」・「北戸録」・「番禺雜記」・「海語」・「安南異物名記」その他多くの引用書名が随処に見えるにも拘わらず、「廣東新語」の書名のみは何処にも見出せないため、「南越筆記」と「廣東新語」との両書は愈々関係がないように考えられて来たのであろう。

（二五七） 一四七

ところが、両書の内容を詳細に比較して読むと、例えば「南越筆記」巻一の立春・元日元夕・夏至・七娘会・剝芋・迎降・下元会・掛冬・团年送年の計九項目の記事は「広東新語」巻九の広州時序と題する一項目の記事を分載したものであり、また同じく「南越筆記」巻一の燈公と題する項目の記事は「広東新語」巻九の拾燈という項目の記事の題名を変えて転載したものに過ぎないことがわかる。このように両書を比べて行くと、なお左表に示す如く、上段の「南越筆記」巻一の各項目の記事は、それぞれ下段の「広東新語」の巻九・一二・一一・二二の中の各項目の記事を転載したものであることが知られる。

南越筆記		広東新語	
巻一	竈卦	巻九	祝竈
"	吹角	"	吹角
"	吹田了	"	吹田了
"	賭蔗鬪柑之戯	"	賭蔗鬪柑
"	俗尚師巫	"	永安崇巫
"	粵俗好歌	巻一二	粵歌

「広東方言」 巻一 土言
 「粵人多以捕魚為業」 巻二 漁具

このように「南越筆記」の巻一には「広東新語」から転載した記事が甚だ多い。「南越筆記」の続く巻二から巻十六までの各巻については、紙幅の関係上、ここに一々示すことは出来ないが、いずれも巻一と同様に「広東新語」からの転載記事がその大部分を占めている。かくして、「南越筆記」は全十六巻の記事の実に九割以上が「広東新語」から転載したものであると言うことが出来るのである。そして、「南越筆記」の残りの一割未満に当たる記事は、前述の如く、「嶺南雜記」等の書名を掲げて、それらの書からの引用である旨が明記されていることが多い。従って、「南越筆記」には全十六巻を通じて、撰者の李調元が自ら書いた独自の記事は殆ど無いことが知られよう。然るに、李調元は「南越筆記」の巻頭に載せた自序の中で、「予自甲午（乾隆三十九年・1774）典試広東、……丁酉（乾隆四十二年・1777）之冬、復來視學、遂得遍歷（広東）全省諸郡縣、……書成計一十有六卷。」と記し、「南越筆記」を恰も乾隆三

十九年・同四十二年の二回に及ぶ広東赴任の際における自らの実地見聞に基づいた著書であるかの如く見せかけて、その記事の大部分を「広東新語」から転載した真実を全く抹消したのである。

それでは一体、李調元が「南越筆記」の中に、全体の一割未満の記事しか引用しなかった前述の「嶺南雜記」等の書名は一々明記しながら、その反対に九割以上にも上る多くの記事を引用した「広東新語」の書名を却って完全に黙殺してしまったのは何故であろうか。それは恐らく、李調元が始めて広東へ赴任した乾隆三十九年以後、たまたま起こった文字獄によって、屈大均の全著作が清朝の忌諱に触れ、⁽²⁾「広東新語」も禁書にされた結果であろうと思われる。しかし、「広東新語」には華南を知るために有用な記事が甚だ多かったので、禁書として永久に埋没させてしまうのを惜しんだ李調元は、「広東新語」の中の清朝の忌諱に触れる記事を削り、若干の変更を加えて、「南越筆記」と改題して自らの著作としたのではなからうか。それより以後、「広東新語」に代って「南越筆記」が専ら行なわれるよう

になったので、例えば清末の有名な呉其濬の「植物名実図考」なども、元来は「広東新語」の記事を「南越筆記」の記事として引用しているのである。⁽³⁾

以上の如く、「南越筆記」の記事の大部分は「広東新語」の記事を転載したものに過ぎないので、その内容も李調元が活躍した清代中期ではなく、屈大均が生存した明末清初以前に溯る事実が極めて多いことを注意しなければならぬ。今後、我々が史料として用いる場合、「南越筆記」に見える記事は先ず初めに「広東新語」と比較することが必要であろう。

註

- (1) 広東新語と南越筆記との両書は、何れも成立時期の明記はないが、内容から判断して、前者は康熙十九年(1680)頃に、後者は乾隆四十六年(1781)頃にそれぞれ成立したと推定される。
- (2) 「清代文字獄檔」第二輯、屈大均詩文及雨花台衣冠塚案。
- (3) 「植物名実図考」卷三〇、素馨の条に引用された「南越筆記」の記事はその一例である。